

浄化槽の適正な維持管理の推進に向けた取組

1 要 旨

県では、浄化槽の適正な維持管理の推進を図るため、毎年度、「浄化槽関係業務基本方針」（別紙）を策定し、関係機関及び関係団体と連携して、県内の浄化槽管理者に対し統一的な指導を行っている。

令和 8 年度においても、関係機関等と協働し、浄化槽の適正管理を推進しており、特に、全国的にも受検率が低迷している浄化槽の法定検査（11 条検査）については、受検率の向上を目指した取組をより一層推進している。

2 令和 8 年度 浄化槽関係業務基本方針

平成 20 年度から「浄化槽関係業務基本方針」を策定し、基本方針に基づき各健康福祉センターによる統一的な業務を行っている。

令和 8 年度健康福祉センター浄化槽関係業務基本方針は別紙のとおり。

3 法定検査受検率向上に向けた県の取組

(1) 法定検査（11 条検査）の受検状況（令和 6 年度末時点）

区分		R 元	R2	R3	R4	R5	R6
静岡県	受検件数	107,306	129,005	145,205	158,462	171,084	177,531
	受 検 率	22.4%	26.9%	30.3%	35.2%	37.7%	39.0%
	全国順位	40 位	39 位	38 位	37 位	37 位	36 位
全国平均受検率		43.8%	45.7%	47.1%	48.2%	49.8%	50.9%

(2) 法定検査受検の周知

（一財）静岡県生活科学検査センター等と連携し、法定検査未受検者に対し、受検案内（DM）を発送している。

	7 条 DM（H25 から実施）	継続 11 条 DM（R5 から実施）	地区 DM（R 元から実施）
対象者	新たに浄化槽を設置した者等で、7 条検査の受検申込をしていない者	前年度検査した者のうち今年度検査を促したが申込のない者	県が新たに整備した台帳に登録された浄化槽管理者で、法定検査を受検していない者
発送頻度	設置した年度ごと送付	四半期ごと送付	HC ごと 100 通/日

注：保健所設置市及び権限移譲市（沼津市、富士市）を除く 31 市町内の者

4 静岡県浄化槽取扱指導要綱（令和 5 年 4 月 1 日改訂）

法定検査受検率の向上を含めた適正な浄化槽の維持管理の普及促進を図ることを目的に、県・市町、指定検査機関、浄化槽関係団体及び個別事業者（浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者）など、浄化槽の設置から維持管理に係る関係者の役割を明確にするため県が定めているもの。

令和8年度 健康福祉センター浄化槽関係業務基本方針

くらし・環境部環境局生活環境課

1 浄化槽管理者への指導・周知

(1) 立入検査の実施

次のアからカの者に対して、必要に応じて立入検査を実施するものとする。特にア及びイの者に対する立入検査を重点的に実施するものとする。

また、立入検査の実施状況については、アの者に対するものは、浄化槽関係業務報告（令和5年3月29日付け環生第348号くらし・環境部環境局生活環境課長通知）により令和9年4月12日（月）までに、イの者に対するものは、浄化槽法立入検査状況報告（様式1号）により、立入検査を実施した日が属する四半期の翌月末までに、生活環境課に報告するものとする。

イの者への立入検査については、立入検査票（別紙1）を活用するとともに、水質汚濁防止法や建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称「ビル管理法」）の担当者との調整、連携などにより、効率的に実施するものとする。

ア 浄化槽設置後の水質検査（以下「7条検査」という。）の受検案内等を送付した後、一定期間経過しても当該検査を受検していない浄化槽の管理者

イ 501人槽以上の浄化槽の管理者※

※東部健康福祉センターが、賀茂健康福祉センター管内の501人槽以上の浄化槽について水質汚濁防止法に基づく立入検査を実施し、当該浄化槽において浄化槽法上の違反等を確認した場合は、その旨を賀茂健康福祉センターに情報提供し、賀茂健康福祉センターが浄化槽法に基づく指導等を行うものとする。

ウ 定期検査（以下「11条検査」という。）を受検していない浄化槽の管理者

エ 7条検査又は11条検査の結果が不適正であった浄化槽の管理者

オ 近隣の住民等から苦情が寄せられた浄化槽の管理者

カ その他生活環境の保全及び公衆衛生上指導等の必要があると認められる浄化槽の管理者

(2) 浄化槽巡回指導の実施

（一社）静岡県浄化槽協会（以下「協会」という。）、市町及び（一財）静岡県生活科学検査センター（以下「生科検」という。）と連携して、表1の浄化槽巡回指導（以下、「巡回指導」という。）を実施し、浄化槽の適正な維持管理に係る指導や法制度等を周知するものとする。

昭和 60 年 10 月 1 日に浄化槽法が全面施行されたことに合せて、国（当時の厚生省、建設省及び環境庁）が毎年 10 月 1 日を「浄化槽の日」とした。これを受けて、県は 10 月を浄化槽月間と定めている。

このため、巡回指導は 10 月に積極的に実施するよう調整するものとする。

表 1 巡回指導の種類

地域巡回	協会や市町、生科検と連携して、適正な維持管理がされていない浄化槽の多い地域や協会等が選定した浄化槽を対象に、浄化槽の適正な維持管理に係る指導や法制度等の周知を行う。
法定検査未受検管理者巡回	生科検や市町と連携し、11 条検査を受検していない浄化槽の管理者を対象に、受検指導を行う。
法定検査結果不適浄化槽巡回	生科検や市町と連携し、7 条検査又は 11 条検査の受検結果が不適正であった浄化槽を対象に、「不可」であった項目の改善状況を確認し、必要な指導や助言を行う。

(3) 浄化槽新規設置者講習会の開催

- ア 浄化槽新規設置者を対象とした講習会を、原則として、全市町において年 1 回以上開催するものとする。開催に当たっては、市町や関係団体との連携に努めるものとする。
- イ 講習会においては、保守点検、清掃、法定検査等の浄化槽管理者の義務等について周知するものとする。（参考：別紙 2）
- ウ イの周知は状況に応じて動画配信等により実施することも可能とする。

(4) 合併処理浄化槽への転換促進

市町や関係団体と連携し、単独処理浄化槽の管理者に対し、合併処理浄化槽への転換を促すものとする。

(5) その他

- ア 浄化槽設置届出書、使用開始報告書及び浄化槽管理者変更報告書を受け付ける際に、届出者等に 7 条検査や 11 条検査の受検の必要性など浄化槽管理者の義務等を周知するものとする。
- イ 7 条検査又は 11 条検査を受検していない浄化槽の管理者に対し、生活環境課が生科検と連携して受検指導等に係る文書を発送した地区について、文書の発送に伴う浄化槽管理者からの問合せに適宜対応するものとする。
- ウ 市町や関係団体と連携し、来庁者等に対して、パンフレット等を活用して浄化槽管理者の義務（保守点検、清掃、7 条検査又は 11 条検査の実施等）を周知するものとする。

2 浄化槽保守点検業者への指導等

(1) 基本原則

静岡県浄化槽保守点検業者登録条例に基づく浄化槽保守点検業者の登録事務及び監視指導については、「浄化槽保守点検業者登録事務及び監視指導に関する要領」に基づき行うものとする。

(2) 立入検査及び指導の実施

浄化槽保守点検業の登録申請時や浄化槽保守点検業者に係る苦情があった場合等には、原則として当該浄化槽保守点検業者に立入検査を行い、必要な指導等を行うものとする。

また、前年度に条例違反を犯し、行政指導又は行政処分を行った浄化槽保守点検業者については立入検査等により改善状況を確認するものとする。

なお、登録更新申請を行わない事業者からは廃業等届出書の提出を求め、浄化槽保守点検業登録証明書を確実に返納させること。

(3) 浄化槽管理士に対する研修の周知

浄化槽保守点検業者の登録申請や、立入検査の際に、登録有効期間内に1回以上、雇用する全ての浄化槽管理士に研修を受講させなければならないことを周知するものとする。

(4) 11条検査受検促進等の要請

立入検査先の浄化槽保守点検業者が保守点検している浄化槽について、11条検査の受検状況を説明する。その上で、次のアからウに掲げる事項について要請するものとする。

ア 法定検査の未受検者への11条検査の必要性等の説明（受検案内）

イ 浄化槽管理者への浄化槽保守点検契約済証の交付（浄化槽管理者はこの済証を浄化槽設置場所の見やすい場所に貼付することとなる）

ウ 単独処理浄化槽管理者への合併処理浄化槽への転換啓発

3 浄化槽台帳の整備

（略）

浄化槽新規設置者講習会

開催日時 年 月 日 ()

時 分～ 時 分

開催場所

次 第

1 開 会 (挨 拶)

担当：行政（開催者等）

2 浄化槽の概要について

啓発用ビデオの上映等

3 講 習

（1）浄化槽法と浄化槽管理者の義務について

担当：行政（健康福祉センター等）

（2）浄化槽の仕組みと使用方法、保守点検と清掃の必要性について

担当：（一社）静岡県浄化槽協会

（3）法定検査の内容と申込手続について

担当：（一財）静岡県生活科学検査センター

4 質疑応答

静岡県浄化槽取扱指導要綱

第1 目的

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 60 年静岡県条例第 26 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、静岡県浄化槽取扱指導要綱（以下「要綱」という。）により、適正な浄化槽の設置、維持管理に努め、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

1 浄化槽

次の各号に掲げるものをいう。

(1) 合併処理浄化槽（法第 2 条第 1 号）

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設。

(2) みなし浄化槽（既存単独処理浄化槽）（以下の改正法附則第 2 条）

浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）の施行の際現に設置され、若しくは、設置の工事が行われていたもの又は現に建築の工事が行われていた建築物に設置された浄化槽のうち、し尿のみを処理する単独処理浄化槽。

(3) 特定既存単独処理浄化槽（法附則第 11 条第 1 項）

みなし浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの。

2 浄化槽管理者（法第 7 条第 1 項）

浄化槽の所有者、占有者その他の者で、当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

3 浄化槽工事業者（法第 2 条第 7 号）

浄化槽の工事を営む者として知事の登録を受けた者及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する建設業者であって、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けているもののうち、知事に浄化槽工事業を開始した旨の届出を行った者

(特例浄化槽工事業者)をいう。

4 保守点検（法第2条第3号）

浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

5 浄化槽保守点検業者（条例第2条第1項）

浄化槽保守点検業を営む者として知事の登録を受けた者をいう。

6 清掃（法第2条第4号）

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し及びその引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

7 浄化槽清掃業者（法第2条第9号）

浄化槽清掃業を営む者として市町長の許可を受けた者をいう。

8 浄化槽製造業者（法第2条第5号）

国土交通大臣の認定を受けて浄化槽を製造する者をいう。

9 特定行政庁（建基法第2条第35号）

建築主事を置く市町の区域については、当該市町長をいい、その他の市町の区域については知事をいう。

ただし、限定特定行政庁（建基法第97条の2第1項）である市町の区域については、限定特定行政庁である市町の長が行う事務（建基法第97条の2第4項）については当該市町の長をいい、それ以外の事務については知事をいう。

10 法定検査（法第7条第1項、第11条第1項）

法により浄化槽管理者に受検義務が課せられた「指定検査機関の行う水質に関する検査」のことをいう。浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に受検しなければならない検査（以下「7条検査」という。）と毎年1回受検しなければならない検査（以下「11条検査」という。）がある。

11 指定検査機関（法第57条第1項）

知事の指定を受けて法定検査を行う者をいう。

12 維持管理

法等の規定に基づき、浄化槽の保守点検、清掃を実施し、及び法定検査を受検す

ることをいう。

第3 浄化槽の設置等に関する基準

浄化槽の設置等に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1 設置基準

- (1) 浄化槽の処理対象人員算定については、建基法施行令第32条第1項に規定する「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302-2000)」(昭和44年建設省(国土交通省)告示第3184号。)により算定すること。

ただし、既存住宅の浄化槽の付替え時において、処理対象人員算定基準のただし書きを適用する場合は、「既存住宅の屎尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き適用願い」を第4の1の(1)の浄化槽の設置の届出に添付すること。

- (2) 原則として、同一敷地内に設置する浄化槽は1基とする。

ただし、同一敷地内に複数の浄化槽を設置する場合は、特定行政庁等に事前に相談すること。

- (3) 工場において製造した浄化槽を設置する場合は、浄化槽製造業者が製造したものを設置すること。

- (4) 浄化槽の構造は、排出する汚物を衛生上支障がないよう処理するために必要とされる性能に関して定める技術的基準(建基法施行令第32条)に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること(建基法第31条第2項、建基法施行令第35条第1項)。

- (5) 建築物の増築及び用途変更等により、既設の浄化槽の処理能力を超えるおそれがあるときは、新たな処理対象人員に応じた浄化槽の設置又は改修等を行うこと。

- (6) ディスポーザー対応浄化槽を設置するときは、事前に市町に相談すること。

2 設置の場所

- (1) 設置場所は、原則として下水道の接続義務のある区域(下水道法第9条第1項の規定により公示された区域)でないこと。

- (2) 浄化槽及びその付帯設備には、浄化槽部品規格に基づき使用条件に則した耐水性、耐食性及び耐久性のあるものを使用することとし、原則として飲料用井戸等

の水源に影響を与えない場所に設置すること。

ただし、設置場所の状況等によりやむを得ず近接して設けるときにあっては、配管等の継手の防水施工を確実にを行い、漏水しないよう措置すること。

- (3) 浄化槽の適正な維持管理のための機械・器具の搬入、汚泥の引抜き、搬出等が容易に行えるようスペースを確保すること。
- (4) 浄化槽の正常な構造及び機能を損なうおそれがない場所であること。
- (5) 雨水等による冠水のおそれがない場所であること。
- (6) その他環境衛生の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること。

3 放流先

- (1) 放流先は、排水路又は河川等とし、浄化槽からの放流が停滞しないよう放流先水位との落差を確保すること。

ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透させるときにあって、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じることのないよう次の措置を講じる場合は、この限りでない。

ア 放流水が滞留しない程度の浸透能力を有する装置（以下「浸透装置」という。）を設けること。

イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれがなく、かつ隣地に影響を及ぼさない場所であること。

ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。

- (2) 飲料用井戸等の水源を汚染するおそれのないこと。

第4 浄化槽の設置等の手続

浄化槽の設置等に当たっては、次の事項を行うものとする。

1 浄化槽の設置又は変更の届出（法第5条第1項）

- (1) 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者（以下「浄化槽設置者」という。）は、浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「省令」という。）第3条第1項に規定する別記様式第1号）又は浄化槽変更届出書（省令第4条第1項に規定する別記様式第2号）を3部（控えを要する場合は4部）作成し、工事着工の22日前（国土交通大臣の認定（法第13条第1項又は第2項）

を受けた型式に係る浄化槽にあっては、11 日前）までに、別表の届出先に提出するものとする。

ただし、建基法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を必要とするときは、この限りではない。

- (2) 健康福祉センター所長（以下「センター所長」という。）は、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書を受け付けた場合は、速やかに 1 部を特定行政庁に送付するものとする。

- (3) 浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

なお、浄化槽変更届出書にあっては、変更のあった箇所に該当する書類以外は省略することができるものとする。

ア 建築物の付近見取図

イ 浄化槽の配置図

ウ 建築物の平面図

エ 屋内外の排水管路図

オ 放流経路、放流先等を記載した書類

カ 浄化槽の構造図及び仕様書

キ 指定検査機関に 7 条検査及び 11 条検査の受検申込を行ったことを証する書類

ク その他必要と認める書類

- (7) 国土交通大臣の認定（法第 13 条第 1 項又は第 2 項）を受けた型式に係る浄化槽にあっては、型式認定書の写し（ただし、国土交通大臣の認定の更新（法第 16 条）を受けたときは、その認定書の写し）

- (4) 国土交通大臣の型式適合の認定（建基法第 68 条の 10 第 1 項）を受けた浄化槽にあっては、型式適合認定書の写し

- (9) 処理対象人員算定基準のただし書きを適用する場合にあっては、「既存住宅の屎尿浄化槽付替え時の処理対象人員算定基準のただし書き適用願い」

2 浄化槽の使用開始の報告（法第 10 条の 2 第 1 項）

浄化槽管理者は、浄化槽の使用開始日から 30 日以内に、浄化槽使用開始報告書（浄化槽法施行細則（以下「細則」という。）第 2 条第 1 項に規定する様式第 1 号）1 部をセンター所長に提出（郵送、FAX、しずおか電子申請サービスによる提出も可）するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市内に設置されている場合は沼津市長に、富士市内に設置されている場合は富士市長に提出するものとする。

なお、501 人槽以上の浄化槽にあっては、当該報告書に浄化槽技術管理者の資格を証する書類を添付するものとする。

3 浄化槽技術管理者の変更の報告（法第 10 条の 2 第 2 項）

浄化槽管理者は、浄化槽技術管理者を変更した場合は、変更の日から 30 日以内に、浄化槽技術管理者変更報告書（細則第 2 条第 2 項に規定する様式第 2 号）1 部を浄化槽技術管理者の資格を証する書類を添付の上、センター所長に提出（郵送、FAX による提出も可）するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市内に設置されている場合は沼津市長に、富士市内に設置されている場合は富士市長に提出するものとする。

4 浄化槽管理者の変更の報告（法第 10 条の 2 第 3 項）

浄化槽管理者に変更があった場合、新たに浄化槽管理者になった者は、変更の日から 30 日以内に、浄化槽管理者変更報告書（細則第 2 条第 3 項に規定する様式第 3 号）1 部をセンター所長に提出（郵送、FAX による提出も可）するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市内に設置されている場合は沼津市長に、富士市内に設置されている場合は富士市長に提出するものとする。

5 浄化槽の使用休止の届出（法第 11 の 2 第 1 項）

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を休止する場合は、休止に当たっての清掃を実施した後に、浄化槽使用休止届出書（浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第 9 条の 3 に規定する様式第 1 号）1 部を清掃の記録を添付の上、別表の届出先に提出するものとする。（当該届出を行った場合は、届出に係る浄化槽の使用が再開されるまでの間は、当該浄化槽について清掃及び保守点検の実施並びに法定検査の受検義務が免除されることとなる。）

6 浄化槽の使用再開の届出（法第 11 の 2 第 2 項）

浄化槽管理者は、休止した浄化槽の使用を再開した日又は管理する浄化槽の使用が再開されたことを知った日から 30 日以内に、浄化槽使用再開届出書（規則第 9 条の 4 に規定する様式第 1 号の 2）1 部を別表の届出先に提出するものとする。

7 浄化槽の使用廃止の届出（法第 11 条の 3）

浄化槽の使用を廃止した者は、廃止の日から 30 日以内に、浄化槽使用廃止届出書（規則第 9 条の 5 に規定する様式第 1 号の 3）1 部を別表の届出先に提出するものとする。

第5 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持管理するため、次の事項を遵守するものとする。

- 1 浄化槽の保守点検については、自ら行い、又は浄化槽保守点検業者に委託して行うこと。ただし、浄化槽管理士の資格を有し、かつ、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第8条に規定する器具を備えている者でなければ、自ら保守点検を行うことはできない。
- 2 前回の清掃から1年（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月）以内であっても、保守点検及び法定検査により清掃が必要と判断された場合は、速やかに浄化槽清掃業者による清掃を行うこと。
- 3 浄化槽保守点検業者、浄化槽技術管理者、浄化槽清掃業者又は指定検査機関から当該浄化槽の維持管理に関する助言等があったときは、これに従い維持管理に支障をきたさないようにすること。
- 4 指定検査機関に7条検査及び11条検査を依頼すること。
ただし、浄化槽設置者が受検申込手続を行っている場合は、この限りではない。
なお、原則として、7条検査及び11条検査を依頼する時期は、第4の1の「浄化槽の設置又は変更の届出」を行うとき、又は建築物の建築等に関する確認の申請（建基法第6条第1項）を行うときとする。
- 5 第4の5の「浄化槽の休止の届出」を行った場合は、当該浄化槽に係る法定検査を休止することを指定検査機関に連絡をすること。また、浄化槽の使用を再開する場合は、当該浄化槽に係る法定検査を再開することを指定検査機関に連絡すること。
- 6 指定検査機関への法定検査の受検申込を自ら行うことができない場合は、7条検査については浄化槽工事業者に、11条検査については浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に受検申込手続を依頼すること。
- 7 法定検査の結果が不適正の場合は、速やかに浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者等に連絡し、必要な措置を講じること。また、おおむね適正（「軽度の不備がある」の意）の場合は、その不備の改善に努めること。
- 8 浄化槽の保守点検の委託契約を締結した場合は、浄化槽保守点検業者から交付される浄化槽保守点検契約済証（例示様式第1号）を浄化槽設置場所付近の見やすい

場所に貼付すること。

- 9 清掃を実施した場合は、浄化槽清掃業者から交付される浄化槽清掃実施済証（例示様式第2号）を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- 10 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者から交付された保守点検記録票及び清掃記録票については、3年間保存すること。
なお、自ら保守点検を行う場合も保守点検記録票を作成し、同様に保存するものとする。
- 11 法定検査を受検した場合は、指定検査機関から交付される浄化槽法定検査済証（例示様式第3号）を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- 12 前各号に定めるもののほか、浄化槽に係る異常の有無について、常時点検を行うよう努めること。
なお、異常を発見した場合は、直ちに応急措置を講じるほか、必要に応じて浄化槽製造業者、浄化槽工事業者又は浄化槽保守点検業者による点検又は修理を受けること。
- 13 汚濁負荷の高い飲食店等の厨房施設から排出される油分の多い汚水にあつては、浄化槽の機能を妨げないように、空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2016」等により、適正に容量計算した油水分離槽を通した後、浄化槽に流入させることとし、油水分離槽の管理及び清掃を徹底すること。
また、油水分離槽の清掃により生じた汚泥等は、産業廃棄物として適正に処理すること。
- 14 ディスポーザーで破砕した厨芥類を浄化槽に流入させないこと。
ただし、ディスポーザー対応浄化槽として、国土交通大臣の認定を受けたものを設置し、かつ適正な維持管理が行われるときは、この限りではない。
- 15 工場廃水、雨水、温泉排水その他特殊な排水を浄化槽に流入させないこと。
- 16 センター所長又は市町長が開催する浄化槽新規設置者講習会に出席し、浄化槽に関する法令、構造及び維持管理等について、適正な知識を習得するよう努めること。
- 17 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし

浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への転換に努めること。

- 18 設置しているみなし浄化槽が特定既存単独処理浄化槽と判定された場合は、センター長（浄化槽が沼津市内に設置されている場合は沼津市長、富士市内に設置されている場合は富士市長）からの指導等に従い、速やかに必要な措置を講じること。
- 19 浄化槽の使用を廃止した場合は、速やかに浄化槽清掃業者による浄化槽内の汚泥、スカム等の引抜きを行うこと。

第6 県の責務

センター所長は、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の確保を図るとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 浄化槽関係業務基本方針に従い、県土木事務所長、市町長、浄化槽関係団体の長及び指定検査機関の長と連携し、巡回による浄化槽の立入指導や浄化槽新規設置者講習会等による広報活動により、浄化槽の適正な維持管理の確保を図るとともに、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めること。
なお、市町が主体となり浄化槽新規設置者講習会を開催する場合は、これに協力すること。
- 2 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、し尿浄化槽に関する通知書、浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者変更報告書、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽使用休止届出書、浄化槽使用再開届出書、浄化槽使用廃止届出書及び浄化槽関係業者から提供を受けた情報を保管するとともに、これら届出等の情報について、各健康福祉センターの浄化槽台帳システムにより管理すること。
- 3 市町との連携や浄化槽関係業者及び指定検査機関へ情報提供の依頼により、浄化槽の設置情報や維持管理情報を収集し、年1回以上浄化槽台帳を更新すること。
- 4 浄化槽の設置情報、休止等の情報について、指定検査機関と共有し、法定検査未受検の浄化槽管理者の把握に努め、受検の助言、指導を行うこと。
- 5 指定検査機関から法定検査の結果が不適正である旨の情報提供を受けたときは、速やかに当該浄化槽管理者又は浄化槽保守点検業者に改善状況等を助言・指導すること。
- 6 県民、市町、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者から保守点検又は清掃を適

切に行うことができない浄化槽がある旨の報告を受けたときは、速やかに実態を調査し、必要な措置を講じること。

第7 浄化槽関係業者及び浄化槽関係団体の責務・役割

浄化槽関係業者及び浄化槽関係団体は、連携を密に図り、合併処理浄化槽への転換を普及促進するよう努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理の推進を図るため、次の事項を行うものとする。

1 浄化槽工事業者の責務・役割

- (1) 浄化槽の設置に係る手続の完了を確認した後に、浄化槽工事の技術上の基準（省令第1条）に従って、浄化槽工事を実施すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。
- (3) 浄化槽管理者から7条検査の受検申込手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。
- (4) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用開始、浄化槽技術管理者の変更、浄化槽管理者の変更、浄化槽の使用休止、浄化槽の使用再開、浄化槽の使用廃止を行う場合は、それぞれ「浄化槽の使用開始の報告（要綱第4の2）」「浄化槽技術管理者の変更の報告（要綱第4の3）」「浄化槽管理者の変更の報告（要綱第4の4）」「浄化槽の使用休止の届出（要綱第4の5）」「浄化槽の使用再開の届出（要綱第4の6）」「浄化槽の使用廃止の届出（要綱第4の7）」が必要である旨を説明すること。
- (5) 設置した浄化槽について工事上の問題が発見された場合は、速やかに改善等を図ること。
- (6) 県又は浄化槽関係団体が主催する研修、講習を受講することにより、浄化槽に関する法令及び施工の技術等について、専門的な知識の向上に努めること。
- (7) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

2 浄化槽保守点検業者の責務・役割

- (1) 保守点検の技術上の基準（規則第2条）に従い、清掃の記録及び法定検査の結

果を踏まえ、保守点検業務を実施すること。

- (2) 保守点検を実施した場合は、保守点検の技術上の基準に則した内容の保守点検記録票を作成し、浄化槽管理者に交付すること。
- (3) 保守点検契約を締結した場合は、浄化槽管理者に対し浄化槽保守点検契約済証（例示様式第1号）を交付すること。
- (4) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。
- (5) 保守点検を実施した結果、次のいずれかに当たる場合は、速やかに浄化槽管理者に報告するとともに、適切な措置を講じること。また、必要に応じて浄化槽製造業者、浄化槽工事業者又は浄化槽清掃業者に連絡し、適切な措置が講じられるよう促すこと。
 - ア 浄化槽に故障又は異常があると認められたとき
 - イ 機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき
 - ウ 清掃を行う必要があると認められたとき
- (6) 前回の清掃から1年（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月）が経過したとき、又は前回の清掃から1年（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月）以内であっても清掃が必要と判断する場合は、浄化槽管理者にその旨を報告すること。
- (7) 清掃の手続について、浄化槽管理者から依頼を受けたときは、速やかに浄化槽清掃業者に連絡すること。
- (8) 常に浄化槽清掃業者と連携し、清掃に支障をきたさないようにすること。
- (9) 11条検査を受検していない浄化槽管理者に対し、当該検査の必要性について説明すること。
- (10) 浄化槽管理者から11条検査の受検申込手続を依頼された場合は、速やかにこれを処理すること。
- (11) 保守点検を適切に行うことができない浄化槽がある場合は、「浄化槽の保守点検

及び清掃に関する適正実施不可報告書」(要綱様式第1号)により、センター所長に報告すること。

ただし、当該浄化槽が沼津市内に設置されている場合は沼津市長に、富士市内に設置されている場合は富士市長に報告すること。

(12) 毎年4月末までに、前年度の浄化槽の保守点検の契約状況について、「保守点検契約状況報告書」(要綱様式第2号)により、当該浄化槽が設置されている市町を管轄するセンター長に報告すること。

(13) 保守点検を受託した浄化槽について、保守点検の実施状況等についての台帳(一覧表)の作成に努め、行政機関から法に基づく情報提供の依頼があった場合は協力すること。

(14) 保守点検を受託した浄化槽について、浄化槽の使用開始、浄化槽技術管理者の変更、浄化槽管理者の変更、浄化槽の使用休止、浄化槽の使用再開、浄化槽の使用廃止を行う場合は、浄化槽管理者に対し、それぞれ「浄化槽の使用開始の報告(要綱第4の2)」「浄化槽技術管理者の変更の報告(要綱第4の3)」「浄化槽管理者の変更の報告(要綱第4の4)」「浄化槽の使用休止の届出(要綱第4の5)」「浄化槽の使用再開の届出(要綱第4の6)」「浄化槽の使用廃止の届出(要綱第4の7)」が必要である旨を説明すること。

(15) 浄化槽の使用を休止しようとする浄化槽管理者に対し、休止の届出の手続(休止前の清掃も含む)について説明をするとともに、使用を再開する場合は、使用再開の届出及び再開前に保守点検を実施することが望ましい旨を説明すること。

(16) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

(17) 浄化槽管理士の保守点検技術等の向上を図るため、雇用する全ての浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業に係る登録期間ごと1回以上、知事又は知事が指定する者が実施する浄化槽の保守点検に関する研修を受講させること。

3 浄化槽清掃業者の責務・役割

(1) 清掃の技術上の基準(規則第3条)に従い、保守点検の記録及び法定検査の結果を踏まえ、清掃を実施すること。

- (2) 清掃を実施した場合は、清掃の技術上の基準に則した清掃記録票を作成し、浄化槽管理者に交付すること。また、併せて浄化槽清掃実施済証（例示様式第2号）も交付すること。
- (3) 市町の一般廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画の円滑な推進が図られるよう市町長の指導に従い、清掃を実施すること。
- (4) 常に浄化槽保守点検業者と連携し、保守点検に支障をきたさないようにすること。
 - ア 浄化槽に故障又は異常があると認められたとき
 - イ 機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき
- (6) 浄化槽管理者から清掃を受託した場合は、速やかにこれを処理すること。
- (7) 11条検査を受検していない浄化槽管理者に対し、当該検査の必要性について説明すること。
- (8) 浄化槽管理者から11条検査の受検申込手続を依頼された場合は、速やかにこれを処理すること。
- (9) 清掃を適正に行うことができない浄化槽がある場合は、「浄化槽の保守点検及び清掃に関する適正実施不可報告書」（要綱様式第2号）により、センター所長に報告すること。

ただし、当該浄化槽が沼津市内に設置されている場合は沼津市長に、富士市内に設置されている場合は富士市長に報告すること。
- (10) 清掃を受託した浄化槽について、清掃の実施状況等についての台帳（一覧表）の作成に努め、行政機関から法に基づく情報提供の依頼があった場合は協力すること。

- (11) 市町又は浄化槽関係団体が主催する研修、講習を受講することにより、浄化槽に関する法令や清掃の技術等について、専門的な知識の向上に努めること。
 - (12) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。
- 4 浄化槽関係団体（一般社団法人静岡県浄化槽協会、静岡県環境整備事業協同組合及び日本環境保全協会静岡県連合会）の役割
- (1) 浄化槽の製造販売、工事、保守点検及び清掃について、各団体の構成員への指導監督に努めること。
 - (2) 浄化槽管理者に対する専門的知識及び技術の向上を図るため、行政機関が主催する研修、講習等について、講師の派遣依頼等があったときは、これに協力すること。
 - (3) 各団体の構成員が実施した浄化槽の工事、保守点検及び清掃について、浄化槽管理者から相談や苦情等が寄せられた場合は、適切に対処すること。
 - (4) 浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検、清掃及び法定検査の受検等の維持管理の必要性について、浄化槽管理者への啓発に努めること。
 - (5) 浄化槽の巡回指導を行う場合は、常に県、市町及び指定検査機関と連携し、一般社団法人静岡県浄化槽協会の長が委嘱した衛生指導員を同行させること。
 - (6) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

第8 指定検査機関の責務・役割

指定検査機関は、法定検査の普及啓発に努めるとともに、次の事項を行うものとする。

- 1 浄化槽管理者に対し、浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づき、公平かつ客観的な検査を実施すること。
- 2 法定検査の受検申込があった場合は、浄化槽管理者に検査日時等を事前に連絡し、遅滞なくこれを実施すること。

ただし、7条検査は浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に実施し、11条検査は前回の法定検査から1年以内に実施するものとする。

- 3 毎月末までに、センター所長に対し、翌月の法定検査実施計画を報告すること。
- 4 法定検査の実施に当たっては、常に検査員である旨の腕章を着用するとともに、身分証を携帯すること。
- 5 法定検査を実施した場合は、法定検査実施報告書及び浄化槽法定検査済証（例示様式第3号）を浄化槽管理者に交付すること。
- 6 法定検査を実施した場合は、速やかに検査結果報告書を浄化槽管理者に送付すること。また、毎月の検査結果について、一覧表によりセンター所長に報告すること。
なお、法定検査の結果が不適正の場合は、当該浄化槽の検査結果報告書によりセンター所長及び市町長に報告すること。
また、指摘事項のうち、速やかな改善が可能な事項については、浄化槽管理者の了解を得た上で、その内容について浄化槽関係業者への情報提供に努めること。
- 7 県内に設置された浄化槽の法定検査の受検状況の把握に努めること。また、県に対し法定検査未受検の浄化槽管理者の情報を提供するとともに、県が行う法定検査未受検者への受検指導等への協力など、法定検査の受検率の向上を図るため県と連携すること。
- 8 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

第9 市町の役割

市町長は、浄化槽の放流水による河川等の水質汚濁を防止するため、次の事項を行うものとする。

- 1 浄化槽の適正な維持管理の確保を図るため、センター所長及び浄化槽関係団体の長と連携し、浄化槽管理者に対する浄化槽の維持管理等に関する正しい知識の普及啓発等に努めること。
- 2 生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽の計画的な整備促進に努めること。

- 3 浄化槽台帳の整備に当たり県が実施する、浄化槽清掃業者等からの清掃情報等の収集に協力すること。
- 4 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

第10 適用除外

この要綱は、静岡市内及び浜松市内に設置された浄化槽には適用しない。

(別表)

《浄化槽法に関する届出書等の届出先一覧》

地 域	浄化槽が設置されている市町	届 出 先
賀 茂	東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町	左記の町の浄化槽担当課
	下田市、南伊豆町	賀茂健康福祉センター
東 部	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	左記の市町の浄化槽担当課
中 部	島田市、牧之原市、吉田町、川根本町	左記の市町の浄化槽担当課
	焼津市、藤枝市	中部健康福祉センター
西 部	湖西市、菊川市	左記の市の浄化槽担当課
	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、森町	西部健康福祉センター

附則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、名称を静岡県浄化槽取扱要綱から静岡県浄化槽取扱指導要綱に改訂する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

重要事項説明事項〔排水のための施設の整備状況（浄化槽）〕に関連するチェックリスト

【浄化槽の構造に関する主なポイント】

〈チェック項目〉	〈チェックポイント〉						
☐ 浄化槽である。	☐ 敷地内に直径約 50cm のマンホールが 2～3 個ある。 ☐ 敷地内に浄化槽に空気を送るための送風機がある。 〔電源を得るために、住宅等のコンセントが近くにある。〕 ※中古物件の単独処理浄化槽は、必ず上記が該当するとは限らない						
<table border="1"> <tr> <th>浄化槽の種類</th><th>〈チェックポイント〉</th></tr> <tr> <td> ☐ 合併処理 </td><td> ☐ 〔トイレの<u>し尿</u>〕、〔台所、浴室、洗面所等から出る<u>生活排水</u>〕を併せて処理する浄化槽 ☐ 新築の建物に設置される浄化槽 </td></tr> <tr> <td> ☐ 単独処理 </td><td> ☐ 〔トイレの<u>し尿</u>〕のみを処理する浄化槽 〔単独処理浄化槽は、法改正により H13.4 以降、新規に設置することができない〕 </td></tr> </table>	浄化槽の種類	〈チェックポイント〉	☐ 合併処理	☐ 〔トイレの <u>し尿</u> 〕、〔台所、浴室、洗面所等から出る <u>生活排水</u> 〕を併せて処理する浄化槽 ☐ 新築の建物に設置される浄化槽	☐ 単独処理	☐ 〔トイレの <u>し尿</u> 〕のみを処理する浄化槽 〔単独処理浄化槽は、法改正により H13.4 以降、新規に設置することができない〕	
浄化槽の種類	〈チェックポイント〉						
☐ 合併処理	☐ 〔トイレの <u>し尿</u> 〕、〔台所、浴室、洗面所等から出る <u>生活排水</u> 〕を併せて処理する浄化槽 ☐ 新築の建物に設置される浄化槽						
☐ 単独処理	☐ 〔トイレの <u>し尿</u> 〕のみを処理する浄化槽 〔単独処理浄化槽は、法改正により H13.4 以降、新規に設置することができない〕						

【維持管理業者との契約】

浄化槽の維持管理義務に関する動画（約 3 分）はこちら→



〈チェック項目〉	〈チェックポイント〉	
法定検査の契約 ☐ （浄化槽法第 7 条、 第 11 条検査）	【浄化槽法第 7 条検査】 浄化槽の使用開始後 4 か月目から 8 か月目までの間に、設置工事等が適正か否かを確認する	
	【浄化槽法第 11 条検査】 7 条検査を受検した翌年以降年 1 回、浄化槽の維持管理状況等が正常か否かを確認する	
	静岡県生活科学検査センターに依頼して実施する。 依頼はホームページから可能。	
☐ 保守点検の契約	年複数回、浄化槽の定期メンテナンスが必要。 物件の使用前に、登録業者と契約して実施する。	
	建物の所在地が政令市内である場合は、右記 QR コードのサイトからそれぞれの政令市外部リンク先へお進みください。	
☐ 清掃の契約	年 1 回以上、浄化槽の汚泥引き抜きが必要。 市町が許可した業者が行うが、実施時期等は保守点検の業者が判断するため、保守点検業者に契約の確認をする。	県登録業者一覧

【建物の契約者が行う手続き】

提出書類の種類	対象事例	提出する時期	様式※のダウンロード	提出方法
☐ 浄化槽使用開始報告書	☐ 新築の場合	浄化槽の使用開始の日から 30 日以内		・持参、FAX 又は郵送※ ¹ ・電子申請サービス※ ²
☐ 浄化槽管理者変更報告書	☐ 新築（建売物件）の場合 ----- ☐ 中古物件の浄化槽を引継ぐ場合	売買の契約日から 30 日以内		

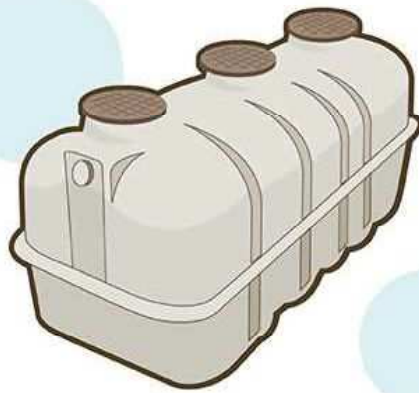
※1 建物の所在地が静岡市、浜松市、沼津市又は富士市である場合は、様式の宛先「静岡県知事」を「〇〇市長」としてください。例）静岡市内の建物の場合、「静岡県知事」を「静岡市長」とする。

※2 建物の所在地が静岡市、浜松市、沼津市又は富士市である場合は、対応可否について各市にお問い合わせください。

※提出先

建物（浄化槽）の所在地	提出先		
	部署名	所在地	TEL/FAX 番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂健康福祉センター 環境課	〒415-0016 下田市中 531-1	TEL:0558-24-2053 FAX:0558-24-2169
熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	東部健康福祉センター 生活環境課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	TEL:055-920-2136 FAX:055-920-2194
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部健康福祉センター 環境課	〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋 362-1	TEL:054-644-9268 FAX:054-644-4471
磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	西部健康福祉センター 環境課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	TEL:0538-37-2250 FAX:0538-37-2603
静岡市	静岡市環境局 廃棄物対策課	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	TEL:054-221-1264 FAX:054-221-1564
浜松市	浜松市上下水道部 お客さまサービス課	〒430-0906 浜松市中央区住吉 5-13-1	TEL:053-474-7915 FAX:053-474-8009
沼津市	沼津市生活環境部 クリーンセンター	〒410-0813 沼津市上香貫三ノ洞 2417-1	TEL:055-933-0711 FAX:055-931-7724
富士市	富士市上下水道部 生活排水対策課	〒416-8686 富士市本市場 441-1	TEL:0545-67-2850 FAX:0545-67-2897

浄化槽管理者の方へ



浄化槽の使用を開始したら

新たに設置された浄化槽を使用する

浄化槽の管理者が変更になったら

建売住宅や中古住宅の購入、相続など

浄化槽使用 開始報告書

を提出してください。

浄化槽管理者 変更報告書

を提出してください。

●詳しくは静岡県公式ホームページを御確認ください

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/taikisuishitsu/1002650/1079075>

●提出先・お問合せ先



建物(浄化槽)の所在地	提出先	電話番号
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	賀茂健康福祉センター 環境課	0558-24-2053
熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	東部健康福祉センター 生活環境課	055-920-2136
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	中部健康福祉センター 環境課	054-644-9268
磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町	西部健康福祉センター 環境課	0538-37-2250
静岡市	静岡市 廃棄物対策課	054-221-1264
浜松市	浜松市 お客さまサービス課	053-474-7915
沼津市	沼津市 クリーンセンター	055-933-0711
富士市	富士市 生活排水対策課	0545-67-2850